

産業廃棄物の適正な処理について

(排出事業者用)

平成22年3月

目 次

1	廃棄物とは	1
2	廃棄物の区分	1
3	事業者の責務	2
	（1）廃棄物の処理責任	2
	（2）製品等への環境配慮	2
	（3）国、都道府県等の施策への協力	2
	■参考■PCBを使用した電気機器等について	3
4	産業廃棄物の種類	4
5	特別管理廃棄物の種類	4
6	最終処分場の概要	4
7	産業廃棄物の保管基準（運搬されるまでの保管）	5
8	産業廃棄物の処理基準	6
	（1）収集、運搬の主な基準	6
	（2）処分の主な基準	6
9	産業廃棄物の処理委託基準	7
10	産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度について	8
	（1）排出事業者の責務	8
	（2）産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ	8
	（3）罰則規定	8
	■参考■電子マニフェストについて	9
11	不法投棄の禁止について	10
12	野外焼却の禁止について	10
	■産業廃棄物についてのお問い合わせ先■	11

1 廃棄物とは

【法律（廃棄物処理法）の定義】

正式名：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）

廃棄物：占有者が自ら利用したり、他人に有償で売却できないために不要となった固形状又は液状のもの
（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）

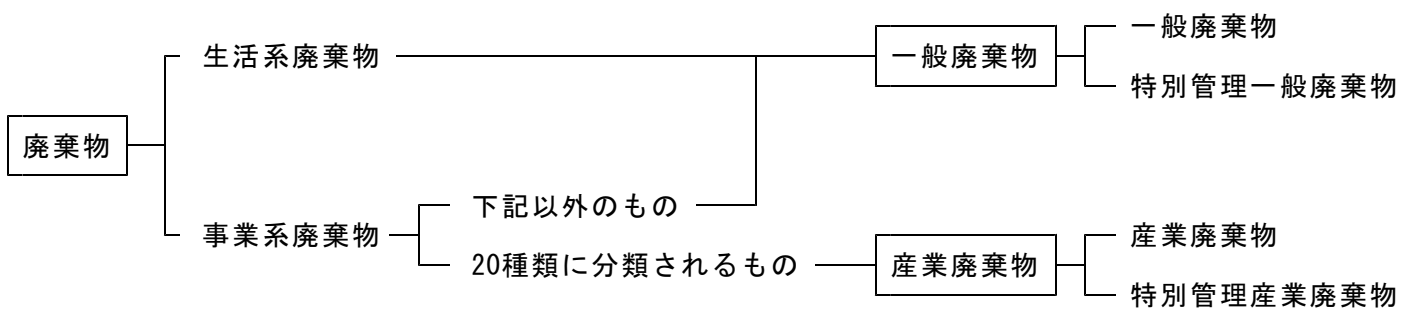
【ポイント】①廃棄物に該当するかどうかは、有価・無価の別だけでなく「占有者の意志」や「該当物の性状等」を総合的に勘案すべきであるとされています。

②次のものは法律の対象から除かれています。

- 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

2 廃棄物の区分

廃棄物は、その排出者や内容等によって「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に大別されます。



	産業廃棄物	一般廃棄物
定義	○事業活動によって生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等20種類の廃棄物 【特別管理産業廃棄物】 ○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある性状を有する産業廃棄物	○産業廃棄物以外の廃棄物 【特別管理一般廃棄物】 ○爆発性、毒性、感染性等人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれのある性状を有する一般廃棄物
処理責任	○排出事業者 (自ら又は許可業者への委託)	○排出事業者 (自ら又は許可業者への委託) *一般家庭から発生するものについては市町村
指導監督	○都道府県	○市町村
処理業（収集運搬業・処分業）の許可	○都道府県知事	○市町村長
処理施設の許可	○都道府県知事	○都道府県知事

【ポイント】①産業廃棄物として定められている品目に該当しない廃棄物については、事業活動に伴って発生したものであっても、「一般廃棄物（事業系一般廃棄物）」となります。

②産業廃棄物の中には、排出事業者の業種が限定されているものがあります。産業廃棄物として定められている品目であっても、限定されている業種以外の事業者から排出されるものについては、「一般廃棄物（事業系一般廃棄物）」となります。

■参考■

○業種が限定されている産業廃棄物の例

紙くず	建設業（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業
木くず	建設業（範囲は紙くずと同じ）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業、貨物流通のために使用した木製パレット
繊維くず	建設業（範囲は紙くずと同じ）、繊維工業（衣類その他の繊維製品製造業を除く）

3 事業者の責務

（1）廃棄物の処理責任

○事業者は、事業活動によって発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。

- 【ポイント】①廃棄物の処理とは、廃棄物の保管、収集運搬及び処分（再生を含む。）のことをいいます。
- ②廃棄物の処理を行うに当たっては、「産業廃棄物処理基準」に従って処理を行わなければなりません。
- ③産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、許可を受けた処理業者に「産業廃棄物処理委託基準」に従って委託契約を行うとともに、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。
（契約書の締結、産業廃棄物管理票の交付、最終処分場所等の記載・確認など。）
- ④事業者は、廃棄物の再生利用等を積極的に推進し、廃棄物の減量化に努めなければなりません。

（2）製品等への環境配慮

事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器、包装材料等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難とならないような製品、容器等の開発を行うとともに、その製品・容器等に係る廃棄物の適正な処理方法についての情報の提供に努めなければなりません。

（3）国、都道府県等の施策への協力

事業者は、廃棄物の減量その他、適正な処理の確保等に関して、国や都道府県、市町村が行う施策に協力しなければなりません。

■排出事業者が行政に対して行う必要がある報告事項等■（提出先は総合事務所）

①「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の提出

事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託した場合、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。排出事業場ごとに毎年6月30日までにその前年度1年間の交付状況について知事に報告しなければなりません。

②「特別管理産業廃棄物管理責任者」の報告

特別管理産業廃棄物を排出する事業場を有している事業者は、事業場内における特別管理産業廃棄物による事故を防止し、適正に処理するために、事業場ごとに資格要件（資格・学歴・実務経験等）を満たす「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任し、知事に報告しなければなりません。

③多量排出事業者に係る処理計画等の提出

多量の産業廃棄物を発生する事業者は、廃棄物処理法に基づき「処理計画」及び「処理実績報告」を作成し、毎年6月30日までに知事に提出しなければなりません。

○対象となる事業者（多量排出事業者） 前年度の産業廃棄物の発生量が1000 t 以上又は前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50 t 以上の事業場を有する事業者

④特別管理産業廃棄物の処理実績報告

特別管理産業廃棄物を排出する事業場を有している事業者が自社で処理する場合は、廃棄物処理法施行細則（鳥取県規則）に基づき「当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関する報告書」を作成し、毎年6月30日までに知事に提出しなければなりません。

■参考■PCB（ポリ塩化ビフェニル）を使用した電気機器等について

I PCBを使用した電気機器等が廃棄物となったもの（PCB廃棄物）については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、各種の義務・制限が設けられています。

保管及び処分の状況の届出	PCB廃棄物を保管している事業者は、毎年6月30日までにその保管及び処分の状況を知事に届け出なければなりません。
期間内の処分	事業者は、平成28年7月までにPCB廃棄物を自ら処分するか、処分を委託しなければなりません。
譲渡し及び譲受けの制限	何人もPCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはなりません。 ただし、以下の場合を除きます。 ①地方公共団体に譲り渡す又は地方公共団体が譲り受ける場合 ②PCB廃棄物の処理技術の試験研究又は処理施設における試運転を目的とする場合であって、次に掲げる場合 ア 都道府県知事が認めた場合 イ 日本環境安全事業株式会社に譲り渡す又は同社が譲り受ける場合 ③PCB廃棄物を保管する事業者が確実かつ適正にPCB廃棄物を保管することができなくなったと都道府県知事が認めた場合であって、当該PCB廃棄物を確実かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として都道府県知事が認める者に譲り渡す又は譲り受ける場合
承継の届出	PCB廃棄物を保管している事業者について、相続、合併又は分割があったときは、これらによりその事業を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を知事に届出なければなりません。

II 鳥取県など西日本17県のPCB廃棄物は、日本環境安全事業株式会社（JESCO）が福岡県北九州市に設置した処理施設（北九州事業所）において処分することとされており、県内分は平成22年3月から北九州事業所に搬入が開始されます。

搬入対象物	○PCBを使用した大型（総重量10kg以上）のトランス類、コンデンサ類等 ○廃PCB等 ○PCB汚染物等（安定器、10kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウエス等）
重点搬入期間（鳥取県）	平成22年3月、平成23年8月・9月、平成25年3月、平成26年8月・9月 ただし、多量保管事業場（※）はJESCOと調整の上、随時搬入
搬入手続	搬入に当たっては、事前の登録が必要です。 登録手続き、処理料金等の詳細についてはJESCOへお問い合わせください。

※ 多量保管事業場とは、10kg以上のトランス類・コンデンサ類を30台以上又はPCB汚染物等を1.5t以上保管している事業場をいいます。

■お問い合わせ先■

①機器等登録、PCB汚染物等登録、変更届等について

〒105-0014 東京都港区芝1-7-17 住友不動産芝ビル3号館4階
日本環境安全事業株式会社 営業部登録担当
電話 03-5765-1911 ファクシミリ 03-5765-1938
ホームページ <http://www.jesconet.co.jp/>

②契約手続き、搬入協議等について

〒802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野3丁目8番1号AIMビル8階
日本環境安全事業株式会社北九州事業所 小倉オフィス（営業）
電話 093-522-8588 ファクシミリ 093-522-8590

4 産業廃棄物の種類

	種類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	燃 え 殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす
	汚 泥	有機性汚泥：製紙スラッジ、下水汚泥、ビルビット汚泥、活性汚泥、糊かす、うるしかす 無機性汚泥：浄水場沈殿汚泥、砕石スラッジ、ペントナイト汚泥、石炭カス、不良セメント、珪藻土かす等
	廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ、印刷インキかす等
	廃 酸	写真定着廃液、廃硫酸、各種の有機酸類等すべての酸性廃液
	廃 アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液、染色廃液等すべてのアルカリ性廃液
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む。）、塗料かす、接着剤かす等すべての合成高分子系化合物
	ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	金 属 く ず	鉄くず、空き缶、ブリキ・トタンくず、研磨くず、切削くず、半田かす、溶接かす等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	①ガラスくず：空き瓶類、板ガラスくず、カレットくず ②コンクリートくず：製品の製造過程等で生じるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず ③陶磁器くず：土器くず、レンガくず、瓦破片 ④石膏ボード 等
	鉱 さ い	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす、サンドプラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く）等
が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、レンガの破片、その他これに類する不要物	
ば い じ ん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類特措法又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
特定の事業活動に伴うもの	紙 く ず	【業種】建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ・紙又は紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業等 【具体例】印刷くず、製本くず、裁断くず、建材の包装紙、建設現場から排出される紙くず等
	木 く ず	【業種】建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、物品賃貸業、輸入木材卸売業等 【具体例】木材片、おがくず、バーク類、貨物流通のために使用した木製パレット等
	織 維 く ず	【業種】建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、繊維工業（衣類その他の繊維製品製造業を除く）等 【具体例】畳、じゅうたん、木綿くず、羊毛くず、建設現場から排出される繊維くず等
	動植物性残さ	【業種】食料品・医薬品・香料製造業 【具体例】あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚、獣及び獣のあら、茶かす、野菜くず等（魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は事業系一般廃棄物）
	動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状不要物
	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、にわとり等のふん尿
	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、にわとり等の死体

以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

*上記分類に該当しない廃棄物は、事業活動に伴って発生したものであっても「一般廃棄物（事業系一般廃棄物）」となります。

5 特別管理廃棄物の種類

	種類	備 考
特別管理一般廃棄物	PCBを使用した部品	一般廃棄物である廃エアコン・テレビ・電子レンジから取り出されたもの
	ばいじん	一日当たりの処理能力が5t以上のごみ焼却施設のうち、焼却灰とばいじんが分離して排出されるものに設けられた集じん装置で集められたもの
特別管理産業廃棄物	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物
	廃 油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類（引火点70℃未満）
	廃 酸	水素イオン濃度指数(pH)が2.0以下の廃酸
	廃 アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)が12.5以上の廃アルカリ
	感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される血液、使用済みの注射針などの感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物
	特定有害産業廃棄物	廃PCB等及びPCBに汚染された紙くず、廃プラスチック等、廃PCB又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
特定有害産業廃棄物	廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹きつけ石綿・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなど大気汚染防止法の特定ばいじん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿 等
	その他の有害産業廃棄物等	有害物質（水銀、カドミウム、鉛、ダイオキシン類等）について、環境省令で定める基準に適合しないもの

6 最終処分場の概要

遮断型最終処分場	<p>周囲をコンクリート等で固め、雨水等が入り込まないように覆いを設けるなど、有害物の外界への浸出を遮断した処分場</p> <p>【処分対象】 産業廃棄物のうち、有害物質（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機りん、六価クロム、ヒ素、シアン、PCB、セレン）を含む燃え殻、汚泥、ばいじん及び鉱さい</p>
管理型最終処分場	<p>地下水等の汚染を防止するため、底にシートを張る等の遮水工事を行い、汚水処理を行う設備を備えた処分場</p> <p>【処分対象】 遮断型処分場の対象である産業廃棄物以外の産業廃棄物</p>
安定型最終処分場	<p>廃棄物の飛散及び流出を防止する構造を有する処分場</p> <p>【処分対象】 性質が安定しており、生活環境上の支障を及ぼすおそれが少ないと考えられる安定型産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、がれき類等）のみ ただし次のものは処分できません。 ・自動車等破砕物（シュレッダーダスト） ・廃石膏ボード ・鉛製の管又は板 ・廃ブラウン管の側面部 ・鉛を含むはんだの使用されたプリント配線板 ・廃容器包装（有害・有機性物質が混入、付着したもの）</p>

7 産業廃棄物の保管基準（運搬されるまでの保管）

産業廃棄物運搬されるまでの間、産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障がないよう保管しなければなりません。

- (1) 周囲に囲いが設けられていること。
- (2) 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設置されていること。

【掲示板の要件】

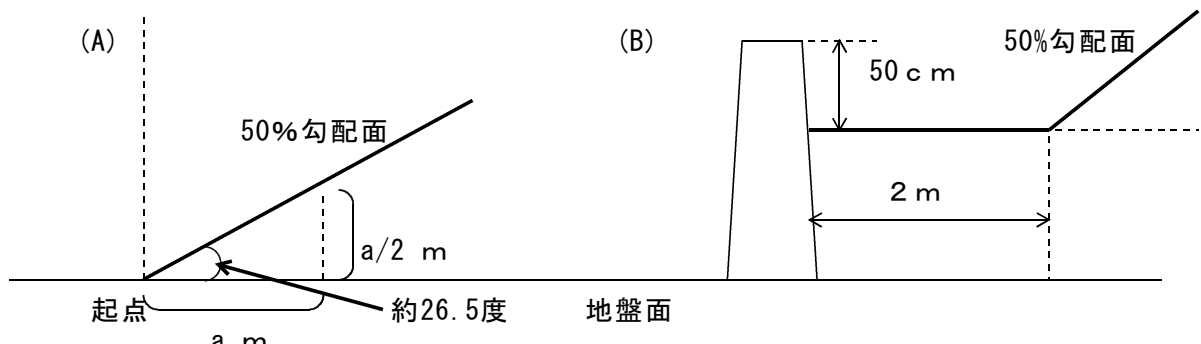
- 縦、横それぞれ60センチメートル以上であること。
- 表示内容
 - ①産業廃棄物の保管場所である旨
 - ②保管する産業廃棄物の種類
 - ③保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ④屋外において容器を用いずに保管する場合は、下記の「最大保管高さ」に規定する高さのうち最高のもの

《表示例》

①産業廃棄物保管場所	
②廃棄物の種類	金属くず
③管理者の氏名 又は名称及び連絡先	〇〇建設（株） 担当：鳥取太郎 鳥取市〇〇町1-2 TEL 0857-12-1234
④最大保管高さ	2 m

- (3) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう次に掲げる措置を講ずること。
 - 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合、公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。
 - 屋外において容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次に掲げる場合に応じて定められた高さを超えないようにすること。

(A) 囲いに接することなく保管する場合	囲いの下端から勾配50%以下
(B) 囲いに接して保管する場合	囲いの内側2mは、囲いの高さより50cm以下 2m以上内側は、2m線から勾配50%以下



(A) 囲いに接することなく保管する場合

(B) 囲いに接して保管する場合

※ 50%勾配面とは、例えば起点から水平距離2mに対して垂直に1m上昇した点を結ぶ面。

(4) その他の必要な措置

- 保管の場所は、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- 石綿含有産業廃棄物（※）については、次の措置を講ずること。
 - ・保管の場所には、石綿含有産業廃棄物その他のものと混合するおそれがないように仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - ・覆いを設けること、梱包すること等飛散防止のために必要な措置を講ずること。
 - ・掲示板の保管する産業廃棄物の種類に石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を表示すること。

※ 石綿含有産業廃棄物とは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物で、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものをいいます。

8 産業廃棄物の処理基準

自ら産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行う場合は、産業廃棄物処理基準に従わなければなりません。主な基準は以下のとおりで、詳細は最寄りの総合事務所（P11参照）へお問い合わせください。

(1) 収集、運搬の主な基準

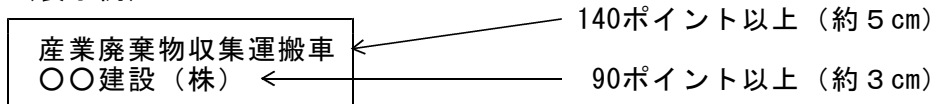
- 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
- 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 運搬車、運搬容器等は、産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
- 運搬車の車体の両側面には、下記表1の内容を表示し、表2の書面を備え付けておくこと。

(表1)

産業廃棄物の収集又は運搬のように供する運搬車である旨	140ポイント(※)以上の大きさの文字
氏名又は名称	90ポイント(※)以上の大きさの文字

※ 日本工業規格Z8305に規定する文字の大きさ。

(表示例)



(表2)

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

- 積替えに伴い保管を行う場合は、「7産業廃棄物の保管基準」に従うほか、保管数量が当該保管場所の1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。
- 次の表示内容を記載した掲示板を設置すること。
 - ・産業廃棄物の積替えのための保管場所である旨
 - ・保管する産業廃棄物の種類
 - ・保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ・保管できる産業廃棄物の数量
- 石綿含有産業廃棄物の運搬を行う場合は、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。

(2) 処分の主な基準

- 飛散、流出しないようにすること。
- 悪臭、騒音、振動によって生活環境保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 中間処理又は再生のための施設を設置する場合、生活環境保全上支障が生じないようにすること。(施設の種類、規模によっては設置許可が必要です。)
- 焼却する場合、法律の規定に定められた構造を有する設備で焼却すること。
- 処分に伴う保管を行う場合は、「7産業廃棄物の保管基準」に従うほか、保管数量が当該処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を超えないようにすること。
- 掲示板には、当該保管場所において保管することができる産業廃棄物の数量(処分等のための保管上限)を表示すること。

次のものは安定型産業廃棄物として処分できませんので御注意ください。

- 自動車等破碎物
- 廃プリント配線板(鉛を含むはんだが使用されているものに限る。)
- 廃容器包装(固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの(有害物質又は油等の有機性の物質が混入し、又は付着しないように分別して排出され、かつ、処分までの間これらの物質が混入し、又は付着したことがないものを除く。))
- 鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの
- 鉛製の管又は板であって不要物であるもの
- 廃ブラウン管(側面部に限る。)
- 廃石膏ボード

9 産業廃棄物の処理委託基準

- (1) 排出事業者は、産業廃棄物の運搬、処分又は再生を委託する場合には、それぞれ該当する許可を持つ業者に委託しなければなりません。
- (2) 委託契約は書面により行い、委託契約書には次の項目を記載しなければなりません。

【共通項目】

- ・委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ・委託契約の有効期間
- ・委託者が受託者に支払う料金
- ・受託者が許可を受けている事業の範囲
- ・産業廃棄物の性状、荷姿、性状の変化など適正な処理のために必要な情報
- ・委託業務終了時の報告
- ・委託契約解除後に処理されない産業廃棄物の取扱い など

【運搬を委託する場合】

- ・運搬の最終目的地の所在地
- ・受託者が積替え又は保管を行う場合、その積替え又は保管を行う場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限 など

【中間処理を委託する場合】

- ・処理施設の所在地、処理方法、処理能力
- ・最終処分（埋立・再生など）の場所の所在地、最終処分の方法、最終処分に係る施設の処理能力

【最終処分又は再生を委託する場合】

- ・処理施設の所在地、処理方法、処理能力

* 契約書には受託者の許可証の写しを添付することが必要です。

* 特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は、委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、取扱の際の注意事項をあらかじめ文書で通知しておく必要があります。

- (3) 委託契約は、「排出事業者と収集運搬業者」、「排出事業者と処分業者」の間でそれぞれ締結しなければなりません。また、委託契約書は契約終了の日から5年間保存しなければなりません。

上記の委託基準に違反すると、罰則が科されるほか、委託した産業廃棄物について不法投棄等が不適正な処理が行われた場合には、原状回復を命じられることがあります。

- 無許可業者への委託 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科
- それ以外の委託基準違反 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科

■参考■

○一般廃棄物の処理委託基準

- ① 他人の一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であつて、委託しようとする一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- ② 特別管理一般廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託する場合は、委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、取扱の際の注意事項をあらかじめ文書で通知すること。

【ポイント】 木くず、紙くず、繊維くずなどは、特定の業種の事業者から排出されるものを除いて「一般廃棄物」に該当し、上記の処理委託基準が適用されます。詳細は、一般廃棄物の処理を所管する各市町村担当部局へお問い合わせください。

10 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度について

産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）制度とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、マニフェストに産業廃棄物の名称、数量、運搬業者名、処分業者名などを記載し、このマニフェストにより産業廃棄物の処理の流れを自ら把握、管理するしくみです。

(1) 排出事業者の責務

① 交付義務

産業廃棄物の引渡しと同時に運搬受託者（処分のみ委託する場合、処分受託者）に対し、必要事項を記載したマニフェストを交付しなければなりません。

② 確認義務

マニフェスト交付者は、運搬の委託、処分の委託をした産業廃棄物が適正に処理されたこと（最終処分の終了まで）を運搬受託者や処分受託者から送付されるマニフェストの写しにより確認しなければなりません。

③ 保存義務

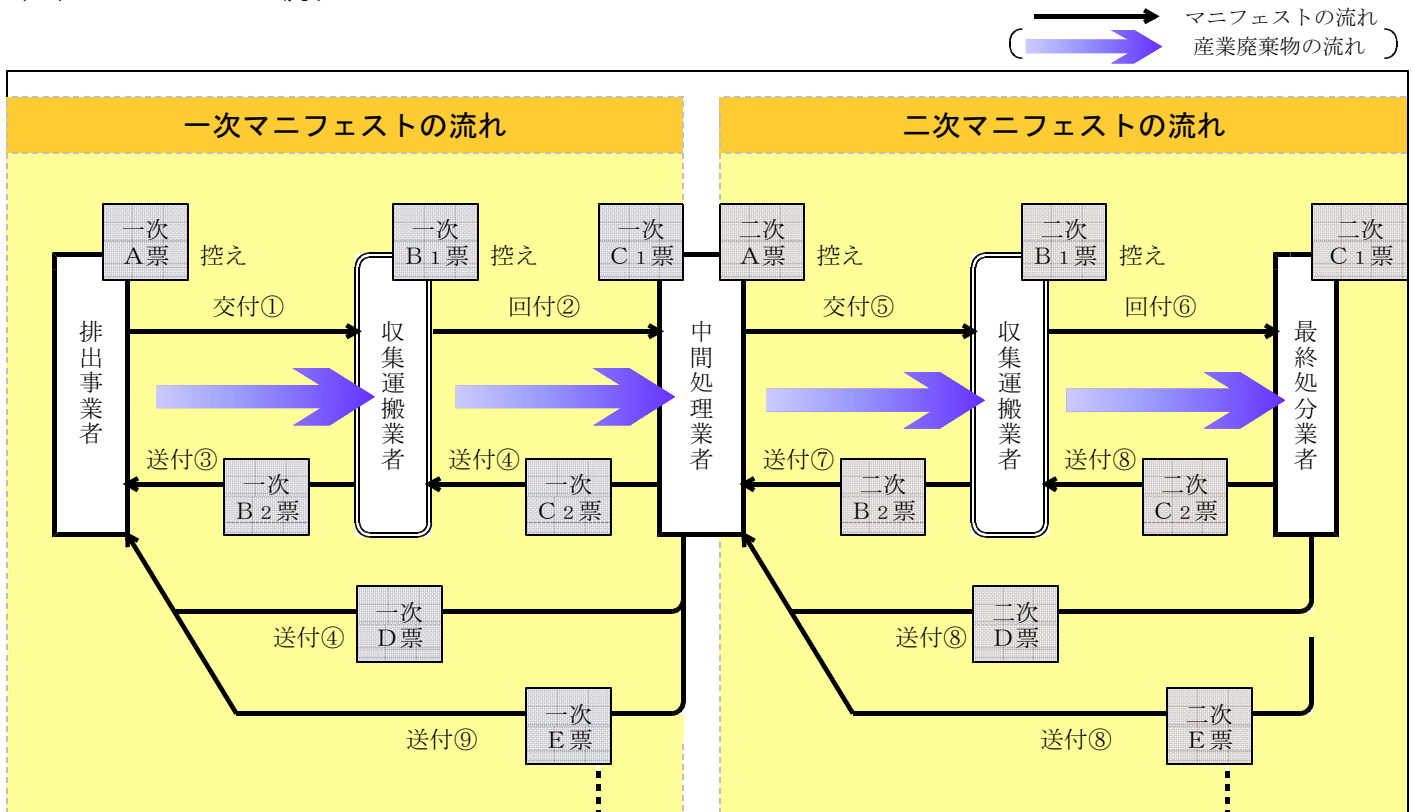
マニフェスト交付者は、マニフェストの写しをその送付を受けた日から5年間保存しなければなりません。

④ 報告義務

○ マニフェスト交付者は、排出事業場ごとに毎年6月30日までにその前年度1年間（前年4月1日から当該年3月31日まで）の交付状況について「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を知事へ報告しなければなりません。（電子マニフェストを使用した場合を除く。）

○ マニフェストの交付の日から90日以内（特別管理産業廃棄物の場合は60日）以内にDの送付を受けないとき、又はマニフェストの交付の日から180日以内にEの送付を受けないときは、処理の状況を把握し、必要な措置を講じるとともに、その講じた措置等を都道府県知事に報告しなければなりません。

(2) マニフェストの流れ



注) 一次マニフェスト：排出事業者が交付するマニフェスト
 二次マニフェスト：中間処理業者が中間処理後の廃棄物の排出事業者として交付するマニフェスト

二次マニフェストE票の返送を待って一次マニフェストE票が送付される。

交付するマニフェストは紙マニフェストの場合、A、B1、B2、C1、C2、D、Eの7枚複写で、これに排出事業者（中間処理業者が排出事業者となる場合は中間処理業者）が必要事項を記入し、A票を控えとして残りの6枚を廃棄物とともに収集運搬業者に渡します。

マニフェストは①から番号順に流れ、⑨のE票で、排出事業者が最終処分終了を確認します。

排出事業者は、A、B2、D、Eを、収集運搬業者はC2を、中間処理業者は処分業者としてC1、排出事業者としてA、B2、D、Eを、最終処分業者はC1を、それぞれ5年間保管する義務があります。

(3) 罰則規定

マニフェストの交付、記載の義務に違反したり、虚偽のマニフェストを交付した場合は、罰則が科せられることがあります。

また、不法投棄等が行われた産業廃棄物に関して、これらの違反行為が判明した場合は、排出事業者も原状回復の命令の対象となることがあります。

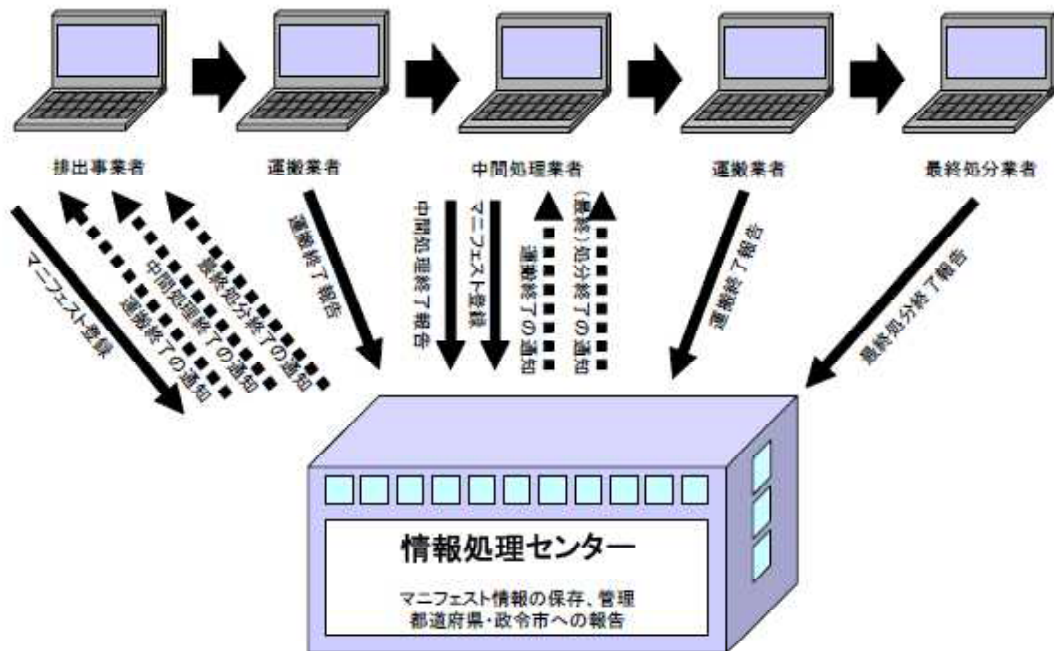
■参考■

○電子マニフェストについて

1 特徴

- 運搬や処分の状況がパソコン画面で随時把握できます。
- マニフェストの保存の必要がありません。
- 毎年、知事への報告する「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」は、情報処理センターが代行するため、提出する必要がありません。
- 運搬終了、中間処理終了、最終処分終了の際、排出事業者へ通知されます。

2 電子マニフェストの流れ



3 注意事項

- 電子マニフェストを利用するには、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の3者がシステム加入する必要があります。
- 加入には、加入料・基本料・使用料が必要となります。

■参考■利用料金について

	A料金	B料金	C料金(※)
加入料(加入時のみ)	5,250円	3,150円	3,150円
基本料(年額)	26,250円	40件まで 2,100円	不要
使用料 (登録情報1件につき)	10.5円	41件から 63円	63円

※ 30以上の排出事業者が団体に加入する場合の料金。

4 お問い合わせ先

加入等に関しては、下記団体へお問い合わせください。

財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（情報センター）
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル2F
電話 03-5811-8296 ファクシミリ 03-5810-6521
ホームページ <http://www.jwnet.or.jp>

※（財）日本産業廃棄物処理振興センターは、法律第12条の5の規定に基づき日本で唯一指定されています。

1 1 不法投棄の禁止について

何人もみだりに廃棄物を捨ててはなりません。

- ・廃棄物処理法に定める保管基準や処理基準に適合していない廃棄物の保管や埋立等は「不法投棄」と見なされる場合があります。
- ・不法投棄を行った者やその関与者に対しては、罰則とは別に不法投棄物の原状回復が命じられます。これらの者だけでは資力不足等のため原状回復が見込めない場合などは、排出事業者に対しても原状回復が命じられることがあります。

投棄禁止違反には次の罰則が科されます。

(法人等の従業者等が当該法人等の業務に係る違反行為を行った場合には、法人等に対しても罰金刑が科されます。)

- 投棄禁止違反 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科
(法人等の場合は1億円以下の罰金)

1 2 廃棄物の焼却の禁止について

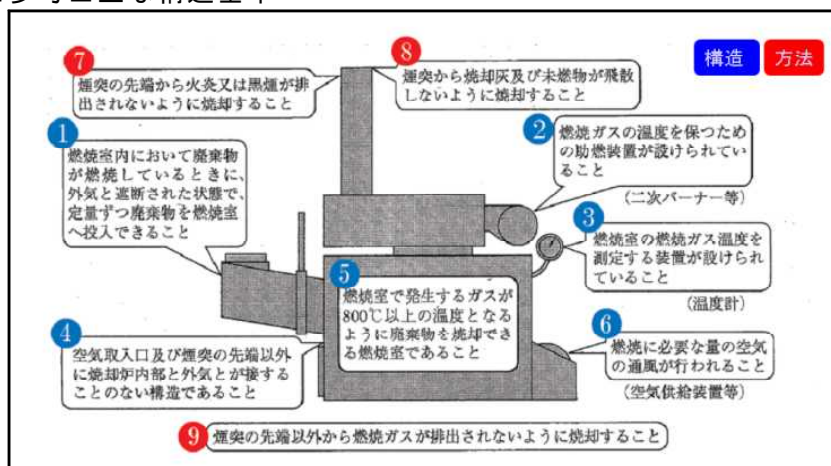
廃棄物の焼却は、次の場合を除いて禁止されています。

- (1) 廃棄物処理法に定める処理基準に従って行う廃棄物の焼却
(構造基準を満たした焼却炉を使用する等)
- (2) 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
(家畜伝染予防法の規定に基づいた家畜の死体の焼却等)
- (3) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

【軽微な焼却】

- 国又は地方公共団体が施設の管理を行うために必要なもの
 - 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は普及のために必要なもの
 - 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要なもの(「とんど焼き」など)
 - 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの
 - たき火その他日常生活を営む上で通常行われる軽微なもの
- ※上記の場合であっても生活環境保全上支障となる廃プラスチック類等の焼却はできません。

■参考■主な構造基準



焼却禁止違反には次の罰則が科されます。

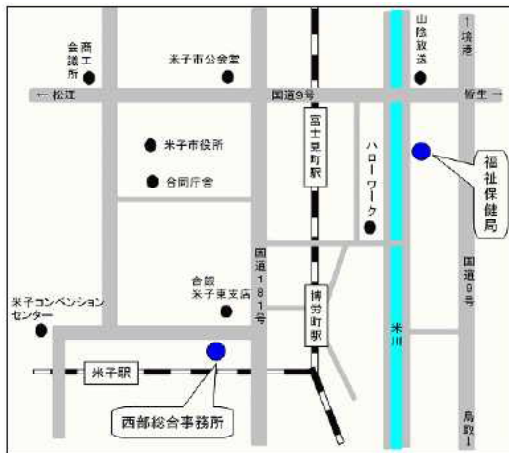
(法人等の従業者等が当該法人等の業務に係る違反行為を行った場合には、法人等に対しても罰金刑が科されます。)

- 焼却禁止違反 5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科
(法人等の場合は1億円以下の罰金)

■産業廃棄物についてのお問い合わせ先■

名 称	住所・電話番号	担当区域
東部総合事務所生活環境局 環境・循環推進課	〒680-0061 鳥取市立川町6-176 (電話) 0857-20-3670	鳥取市、岩美町、若桜町、 智頭町、八頭町
中部総合事務所生活環境局 環境・循環推進課	〒682-0802 倉吉市東巖城町2 (電話) 0858-23-3278	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、 琴浦町、北栄町
西部総合事務所生活環境局 環境・循環推進課	〒683-0054 米子市糺町160 (電話) 0859-31-9323	米子市、境港市、日吉津村、 大山町、南部町、伯耆町、 日南町、日野町、江府町
生活環境部循環型社会推進課	〒680-8570 鳥取市東町1-220 (電話) 0857-26-7684 (廃棄物指導担当) 0857-26-7681 (廃棄物施設担当)	

●西部総合事務所



●東部総合事務所



●中部総合事務所

